

## 賃貸借契約解約通知書

貸主 ・ 管理会社 御中

物件住所		
物件名		号室
駐車場		番
J:COM In My Room 契約のご確認 (必ずご記入ください)	有 ・ 無	

※In My Room契約有りの場合は、後日J:COMより解約手続きのお電話が入ります。  
 ※その他、各種通信会社様との解約・機器撤去手続きは退去立会までに完了して下さい。  
 別途注意書ご確認くださいませ。

解約届出日	年	月	日
-------	---	---	---

↑ 本書を届出された日をご記入ください。

明け渡し日	年	月	日
-------	---	---	---

↑ 退去される日をご記入ください。

私は、この度賃貸借契約を解除し、契約居室（駐車場等）を明け渡すことを通知し、確実に履行する事を確約いたします。万一明け渡しの遅延やその他事由により、貴殿に損害を与えた場合は、そのすべてを賠償いたします。その他退去に関する諸手続きを解約日までにすべて完了させ、室内クリーニングを行い明け渡しいたします。別紙 解約（退去）に関する注意書を遵守いたします。  
 私は、本解約に関して、別紙（退去に関する重要事項）を遵守いたします。  
 私は、株式会社J:COMとの契約解除をする為、連絡先を提供します。

### 賃借人（解約者）

氏名	Ⓜ
連絡先	
転居先住所	

退去に関します注意事項記載書面をお渡しします下記にメールアドレス・FAX番号等の記入をお願いいたします↓

※保証金や敷金をお預かりしております場合、お振込みにて返金させていただきます。  
 下記にお振込み口座をご記入くださいませ。 ※礼金契約の場合 下記記入は不要です。

### 返金口座

	銀行		支店
(普通 ・ 当座)			
口座名義			

★本書は、管理会社までご提出くださいませ。  
 お電話での解約受付はできません。本書到着後に正式解約受付となります。お早目にご提出くださいませ。  
 (ご解約月の賃料は日割り計算がございません)

FAXでご提出の場合 番号→ 06-4867-3453  
 郵送でご提出の場合 住所→ 〒560-0033 大阪府豊中市蛸池中町2-1-5  
 ソーダイプロパティ 宛

各種 お問い合わせ (管理会社)  
 〒560-0033 豊中市蛸池中町2-1-5  
 株式会社ソーダイ / ソーダイプロパティ  
 TEL 06-4867-3452 FAX 06-4867-3453  
 メール kanri@e-sodai.com

## ★お部屋 退去時の注意点★（必ずお読みください）

- |  |                      |
|--|----------------------|
| ①お引越しの準備や引越しの際にでるゴミや不要物は、マンションゴミ置き場に出さず ご自身で処分ください。特に大型ゴミについては、市役所に連絡をして引き取っていただいでください。万一、ゴミを出された場合は、 <b>処分費用を徴収</b> させていただきます。  | 引越しゴミは出さないでください。     |
| ②電気、ガス、水道、等の閉栓手続きは退去日までに完了してください。新聞、郵便物の移転手続きも完了してください。水道代をマンション貸主よりご請求させていただいている場合は、退去日までに支払い方法を確認し、清算を完了してください。  | 各種清算、閉栓を終わらせてください。   |
| ③室内には、一切の残置物を残さないでください。退去立会日当日に万一、残地物がある場合は <b>処分費用を徴収</b> させていただきます。  | 残置物は無いようお願い致します。     |
| ④最終的な退去立会の日程は、遅くても退去日の1週間前までに下記、管理会社までご連絡ください。退去立会日の日時は厳守をお願い致します。万一、立会時間に連絡ナシで不在の場合や当方より連絡が取れない場合は、 <b>違約金として賃料の1ヶ月分</b> を申し受けますのでご了承ください。  | 立会い日時は厳守ください。        |
| ⑤室内（ベランダも含む）のクリーニングを必ず行ってください。万一、室内の清掃ができていない場合は、別紙賃貸契約書に記載のとおり、 <b>清掃費用を実費負担</b> させていただきます。   | 室内清掃を行ってください。        |
| ⑥お部屋をご使用中に、万一破損させてしまった箇所がある場合は退去立会時にスタッフに申し出てください。万一 申し出がなく、後日破損箇所が発覚した場合はトラブルの基にもなる可能性があります。お分かりになる範囲で必ずお申し出ください。   | 破損箇所は申告ください。         |
| ⑦その他、借主様退去時には、お部屋を借りた時の状態に戻していただく <b>原状回復義務</b> がございます。 <b>綺麗な状態で部屋を返す</b> これを心がけてください。  | 原状回復義務               |
| ⑧鍵や取扱説明書などご契約時にお渡ししました物をご返却ください。万一紛失やその他理由によりご返却いただけない場合は、 <b>交換費用・再調達費用を実費負担</b> させていただきます。   | 鍵は元鍵を返却ください。         |
| ⑨集合ポストの郵便物をご自身で回収、破棄していただきますようお願い致します。ポストにご自身で施錠されている方は撤去（取り外し）をお願い致します。   | 集合ポストの整理をお願いします。     |
| ⑩滞納家賃や解約短期違約金のお支払は退去立会時までにはすべて精算を完了させてください。  | 各種ご精算は退去日時までに完了ください。 |
| ⑪インターネット等契約締結されてる場合は、各通信会社様と解約手続き・機器撤去手続きを退去立会迄に完了させて下さい。未完了で立会い後に機器撤去が発生した場合は、 <b>当社出張料30,000円</b> ご請求致します。<br>※退去立会後のお客様の入室は出来ません。<br>※J:COM In My Room ご加入の場合は、J:COMにお手続きご確認ください。 | 各種通信会社との契約解除手続き。     |

〒560-0033 大阪府豊中市蛸池中町2-1-5

株式会社ソーダイ 管理部 ソーダイプロパティ

管理会社

TEL 06-4867-3452 FAX 06-4867-3453

E-mail / kanri@e-sodai.com

## ご退去についての重要事項（必ずお読みください）

本日、退去に関します通知書を受領いたしました。つきましては  
お部屋のご退去迄に下記の各種お手続きが必要です、すべて完了いただき、ご退去  
いただきますようお願い致します。

閉 栓 手 続 一 覧	電 気	下記管轄の電力会社に連絡をして閉栓手続きをお願いします。 退去時には、ブレーカーを下ろしてください。
	CATV	ご契約者の方は必ず、退去についての諸手続きを管轄ケーブル会社に 確認し、完了させてください。
	水 道	下記管轄の水道局に連絡をして閉栓手続きをお願いします。 家賃に水道代が含まれている場合や、定額制の場合は閉栓手続き のいない場合がございますので、下記管理会社にお問い合わせく ださい、家主・管理会社より水道代を請求させていただいている場合は 退去日までに、利用料金の精算が必要です、こちらも管理会社に ご確認くださいませ。
	都市ガス	下記管轄のガス会社まで連絡をして閉栓手続きをしてください。 ご入居時にガス器具を設置された方は、必ず撤去していただきますよう お願いいたします。
	LPガス	上記 都市ガスと同様に閉栓手続きをしてください。 LPガス会社の連絡先は管理会社にお問い合わせください。

電 話 番 号	電 気	水 道	ガ ス	電 話	
	豊中市	0800-777-8810	06-6858-2931	0120-5-94817	116
	池田市	0800-777-8810	072-754-6106	0120-5-94817	116
	箕面市	0800-777-8810	072-724-6756	0120-5-94817	116
	川西市	0800-777-8810	072-740-1262	0120-7-94817	116
	宝塚市	0800-777-8810	0797-73-3988	0120-7-94817	116

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>★新聞配達やその他定期配送物の停止（必要のある方のみ）</li> <li>★郵便物の転送、配達停止手続き（郵便局にて手続き）</li> <li>★ケーブルTV契約の終了、設置設備の撤去（契約者の方のみ）</li> <li>★市役所への転出手続き 住民票の変更手続き（必要のある方のみ）</li> <li>★造作物や設備の完全撤去（取り付けた方のみ）（付帯設備は残してください）</li> <li>★自転車、バイク等の撤収確認（引き上げ）</li> <li>★光ファイバーなどネット契約の終了手続き 設置設備の撤去（契約者の方のみ）</li> <li>★家賃の引落終了手続き（退去後に引落が継続されている場合は、返金ができない 場合もございます）</li> </ul>
-------------	--

その他、ご退去（お引越し）につきましては、たくさんの諸手続きがございます。退去立会日までに、  
上記に加えましてすべての手続きを完了していただきますよう、再度ご確認をお願い申し上げます。  
尚、万一諸手続きの不備が判明した場合は、別途費用が発生する場合がございますので  
ご了承くださいませようお願い致します。

住宅火災共済保険（日本少額短期保険株式会社）の解約連絡
フリーダイヤル 0120-071-161
<p>ご加入いただいております、住宅総合保険のご解約につきましては、ご契約者様にて お手続きいただく必要がございます、上記フリーダイヤルにご連絡をお願い致します。 ※ご連絡前に、ご加入の火災保険が上記のものでお間違い無いかを確認の上 お手続きくださいませ。</p>

ゴミを出されている場合 処分費用を請求致します。

退去時に引っ越しゴミを出されている場合、理由を問わず処分費用をご請求させていただきます。

処分について臨時での作業員出動や ゴミの積み込み 運搬仕分 処分など高額な費用が発生いたします。

ゴミが適正に処理されるまで解約・引渡しは完了していない事になりますので賃料等も発生いたします。

1ゴミ（1袋）につき数万円とお考えください。  
大型ゴミ・粗大ゴミ・特殊ゴミ・産業廃棄・リサイクル品などはさらに高額な費用請求となります。

すべてのゴミを対象としますので、くれぐれも厳守いただきますようお願い致します。